○国土交通省告示第千二百七十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　下阿庄谷

岐阜県土岐市下石町大字西山三二三番地内四等三角点阿庄を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一七五度〇五分一三秒　一号
標柱一号から二四六度五八分二一秒　二号
標柱二号から三〇七度五五分二二秒　三号
標柱三号から三二〇度二一分一九秒　四号
標柱四号から三四五度〇七分一〇秒　五号
標柱五号から九七度三〇分四二秒　六号
標柱六号から一一〇度〇三分五三秒　七号
標柱七号から一三八度四九分四〇秒　八号

○国土交通省告示第千二百七十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

渡島蛇抜沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　長野県木曽郡南木曽町大字吾妻字恋野一六三イ番四四地内四等三角点妻篭を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三二四度五五分五四秒　一号
標柱一号から一一一度二八分六〇秒　二号
標柱二号から七九度四〇分〇八秒　三号
標柱三号から一八三度五八分五五秒　四号
標柱四号から一五八度三八分〇四秒　五号
標柱五号から一八七度四一分一二秒　六号
標柱六号から二〇三度五七分〇一秒　七号
標柱七号から二三八度一一分四一秒　八号
標柱八号から二六一度五九分一六秒　九号
標柱九号から二三四度二六分三三秒　十号
標柱十号から二七七度五〇分二六秒　十一号
標柱十一号から三三四度三二分〇九秒　十二号
標柱十二号から二八二度〇九分二四秒　十三号
標柱十三号から三三九度二六分〇三秒　十四号

ロ　長野県木曽郡南木曽町大字吾妻字恋野一六三イ番四四地内四等三角点妻篭を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十五号と十六号を結んだ線から標柱十七号と十八号を結んだ線までの区間の渡島蛇抜沢の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域

基準点から三二四度三一分一四秒　十五号
八六五・九三七メートルの地点　十六号
標柱一号から二一九度一二分二九秒　十七号
一〇・七一〇メートルの地点　十八号
標柱二号から三四〇度二九分三三秒　十九号
八六・四九〇メートルの地点　二十号
標柱三号から二一三度一三分四二秒　二十一号
一〇・〇五二メートルの地点

○国土交通省告示第千二百七十四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十五年十二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　新潟県妙音寺地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県南魚沼市妙音寺

字大平　五五九番二　一号
五六六番　二号
字湯ノ沢　五三六番　三号

新潟県南魚沼市藤原

字上ノ原　七六二番三四　四号

二　新潟県浦佐田町地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた区域

新潟県南魚沼市浦佐

一五番五　一号
三三三七番六　二号
三二五三番乙　三号
三〇九八番一　四号
三〇八一番一　五号

三　長野県村山地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

長野県長野市篠ノ井山布施

字本郷東沖　八六九三番四　一号
八七一四番　九号
八七〇五番　十号
八〇六五番イの四　二号
六八五五番　三号
六八五〇番　四号
五九六三番一一　五号
五九八五番　六号
五八五六番　七号
八二九八番　八号

字東林
字強清水
字手秋田
字大平
字**槇**之木
字石倉
字上平沖

四　兵庫県関宮地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号から七号までを官民地境界線に沿って結んだ線、標柱七号と八号を養父市道多聞線道路敷に沿って結んだ線、標柱八号と九号を結んだ線、標柱九号から十一号までを官民地境界線に沿って結んだ線、標柱十一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた区域

兵庫県養父市関宮

字長通　二八二番　一号
二七九番二　二十二号
字東　四二〇番　二号
四一四番　三号
四七七番　四号
字下モ中　五一七番　五号
五〇一番　六号
五〇五番　七号
五五三番　八号
字上ミ中　八四一番　九号
八四三番　十号
八五〇番　十一号
八七四番二　十二号
字湯ノ奥　八一番　十三号
字岩倉　四九番　十四号
二八番一　十七号及び二十一号
三三番六　十八号
三三番一一　二十号
二〇五番二　十五号及び十六号
字城山　一一五番一　十九号

五　山口県須川地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を宇佐川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

山口県岩国市錦町須川

字下掛ケ　二三四三番一　一号
字水金ケ平　二二七三番　二号
二二〇二番　三号
字桂ケ谷　二一九八番　四号
字平畠　二二七〇番　五号
二二五三番　八号
字船江湖　二二五一番　六号
二二五四番　七号

字大野ケ原　二一三五番地先道路敷　九号

六　福岡県椎葉地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を矢部川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた区域

福岡県八女市矢部村矢部

字今朋　四〇二番一地先道路敷　一号
字朝日当　二一一番二　二号
二三一番一　三号
字高野園　一四九番　四号
字猿喰　六一番　五号
字桑ノ瀬　六〇番九地先道路敷　六号